

## 平成 30 年度市・県民税から適用される主な税制改正の内容

### 1. 給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

平成 29 年分以降の給与所得より、給与所得控除の上限が変更となりました。

給与所得控除上限額の変更			
	現行(平成 25 年分～平成 27 年分の所得税) ※1	平成 28 年分の所得税 ※2	平成 29 年分以後の所得税 ※3
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

※市・県民税については、※1 平成 26～28 年度、※2 平成 29 年度、※3 平成 30 年度以降に適用されます。

### 2. 医療費控除の特例の創設

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)が創設され、平成 30 年度から平成 34 年度までの市・県民税に適用されます。

この制度は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、スイッチ OTC 薬(※2)の購入にあたって年間 12,000 円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち 12,000 円を超える額を所得から控除します(年間の上限額 88,000 円、**従来の医療費控除との併用不可**)。

申告の際には、対象医薬品を購入した際のレシート等や一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要になります。

※1 「一定の取組」とは、以下の検診等または予防接種(医師の関与があるものに限る)を受けていることを要件とします。

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のことをいいます。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1129.htm>

### 3. 医療費控除・医療費控除の特例の申告時における「明細書」の添付義務化

平成30年度市・県民税申告（平成29年分確定申告）より、医療費控除・医療費控除の特例のいずれかで適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

ただし、医療費等の領収書は申告期限等から5年間保存する必要があります。

また、経過措置として、平成32年度市・県民税申告（平成31年分確定申告）までは、従来通りの医療費等の領収書の添付または提示によることもできます。